

令和7年度 第8回政策会議・調整会議

<検討>

1	多治見市成年後見制度利用支援事業実施要綱に規定する助成金の額を改正するについて(福祉課・高齢福祉課)			
	<概要> 多治見市成年後見制度利用支援事業実施要綱に規定する助成金の額を改正する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①現在の基準額は国や裁判所が定めているのか。
 →裁判所が基準額の考え方を示している。

【調整会議での主な意見】

- ①東濃他市の動きはどのようなか。
 →本市と同様にR8.4.1施行で対応の予定。

2	かさはら福祉センターの在り方について(福祉課)			
	<概要> 令和8年度以降、次の条件に基づき指定管理期間を3年間(令和10年度まで)延長する。 (1)令和8年度から3年間、多治見市社会福祉協議会を指定管理候補者とする。 (2)原則、大規模保全工事(50万円以上の費用を要する工事)は行わず、集会等での利用が可能な程度の必要最低限の修繕のみ実施する。 (3)土地の賃借料は市が負担する。なお、貸主に対し減額交渉を行う。 (4)一般浴室(公衆浴場機能)を令和7年度末で廃止する。 (5)貸部屋利用時間を、午後5時15分までに短縮する。(現在は午後9時30分まで)			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①50万円を超える修繕をせずに施設は持ちこたえられるのか。
 →小規模修繕で対応していく。
- ②3年間で方針を決めていくのか。
 →施設内の各事業の実施状況等をみながら検討していく。
- ③この施設は廃止決定しているのではないか。それを踏まえて検討を進めてほしい。
 →公共施設適正配置計画では、今年度までに高齢者サロンの機能を移転するかどうか方針を決定するとしている。
 将来的には譲渡又は解体する方針だが、3年後に施設を廃止するかは決まっていない。
- ④指定管理者を再指定する場合は、成績優秀によるものか
 →お見込みのとおり。

【調整会議での主な意見】

- ①3年延長は指定管理を再指定するという理解でよいか。
 →お見込みのとおり。
- ②3年後、施設の方針について決定できるのか。
 →現時点での明言はできない。

3	産後ケア事業簡易宿泊施設「壺の宿」特別施設利用料徴収及び宿泊型の夜間職員配置加算について(保健センター)			
	<概要> (1)産後ケア事業簡易宿泊施設「壺の宿」の利用者から特別施設利用料を別途徴収可能とする。 (2)夜間職員配置加算上限額を国の交付要綱(R7年4月3日付)における職員配置時間に合わせ変更する。			

	政策会議	決定	調整会議	了承
--	------	----	------	----

【政策会議での主な意見】

①債務負担行為の考え方は、別途協議する。

【調整会議での主な意見】

①特別施設利用料の金額は。

→まだ決まっていないが、1日の場合は1,000円、半日の場合は500円程度の見込み。

②この施設の形態は民泊か、簡易宿泊施設か。

→確認する。

4	今後の「子どもの権利に関する推進計画」の位置づけと子どもの権利委員会の役割について（くらし人権課）			
	<概要> (1) 子どもの権利に関する推進計画を令和12年度始期のこども未来プランに位置づける。 (2) 子どもの権利委員会は子どもの権利擁護委員と連携し、子どもの権利侵害からの救済と回復の機能を強化する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①条例改正は行わないという理解でよいか。

→お見込みのとおり。

②子どもの権利に関する推進計画はこども未来プランの中に包含されるということか。

→お見込みのとおり。

【調整会議での主な意見】

①子育て支援会議と子どもの権利委員会のすみわけはどのようなか。

→子育て支援会議は、こども未来プランの策定や進捗管理を行う。子どもの権利委員会も同様の施策があり、こども未来プランと重複があったため、そちらに集約する。今後は子どもの権利保障に注力する。

②計画はこども未来プランにぶらさがり、事業としては変更しないという理解でよいか。

→お見込みのとおり。

5	人事院勧告に基づく部分休業制度の見直しについて（人事課）			
	<概要> 令和6年度人事院勧告「仕事と生活の両立支援の拡充」に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正（令和7年10月1日施行）されることとなったため、本市も同様の措置を行う。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①現在部分休業を取得している18名は、施行日以降に第1号から第2号に変更できるのか。

→可能。

②各号の変更が可能なのはどのようなときか。子どもの人数が増える場合は可能か。

→部分休業制度は職員単位で取得するもの。子どもの人数増による変更はできないが、年度ごとの制度のため、年度が変われば変更は可能。

【調整会議での主な意見】

①育児休業の対象となる子どもの年齢は。

→3歳まで。

②部分休業について1号と2号のいずれかが選択できるということか。

→お見込みのとおり。ただし、特別な理由がない限り、一度選択したものは変更できない。

<報告>

6	ききょうバスへのデジタル回数券の導入について（都市政策課）			
	〈概要〉 9月1日からききょうバス中心市街地線（オリベ観光ルートを除く。）において、クイックライドのデジタル回数券を導入する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①今後、紙の回数券のあり方はどうなるのか。
→すぐに全て電子化することは困難のため、当面は電子と紙を併用する予定。
- ②オリベ観光ルートは運行する会社が異なり、デジタル回数券の導入はない。同ルートで使用できないことによる混乱を避けるため、デジタル回数券に関連する周知は商工観光課と連携の上で進めてほしい。

【調整会議での主な意見】

- ①先に導入された路線バスのデジタル回数券では、障害者割引は対応されているか。また、障害者への周知はどのように考えているか。
→割引は対応されている。周知方法は、福祉課とも相談して検討する。
- ②デジタル回数券使用の際にスクリーンショットによる不正利用は防げるのか。
→チケットを使用すると画面上で時間表示の動きが出るので不正利用かどうか判断可能。また、スマートフォンの機能として、アンドロイドはスクリーンショットができない。iphoneの取扱は東鉄に依頼中。
- ③高齢者向けの周知はどのようか。
→現在、公民館等でのバスの乗り方講座や、イオンモールへのバス移動の同行等を行っている。また、R7下期予定のデジタル推進課によるスマホ教室でもデジタル回数券の周知を図る。

7	市税等諸納付金の令和6年度徴収実績について（財政課）			
	〈概要〉 令和6年度決算による市税等諸納付金徴収率の目標達成状況を報告する。また、本件については、多治見市債権管理条例第6条の規定により、債権管理計画の運用実績として9月議会に報告する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】 -

【調整会議での主な意見】 -

8	駅北庁舎における窓口環境の整理整頓の完了について（企画政策課）			
	〈概要〉 窓口環境の整理整頓ガイドライン（第5回庁議付議）をもとに、駅北庁舎における窓口環境の整理整頓が完了したことを報告するとともに、ガイドラインに沿った整理整頓の継続を依頼する。なお、9月までの検証期間を経て、駅北庁舎ガイドラインについて見直しを検討する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①業務としてPRすべきものと、他所からの掲示物を同列に扱うのではなく、必要な場所に必要な掲示ができるような運用を考えてほしい。
→今が完成形でないので、いただいた意見も踏まえWG等で検討する。

【調整会議での主な意見】

- ①福祉課横はポスター枠が5枠ある。各課3枚まで掲示可能だが、掲示するスペースは各課どのように決めるのか。
→掲出予約リストに記入して枠を確保してもらう。
- ②駅北庁舎2階はラックがない分はどうすればよいか。
→今後ラックを設置する予定。2階以外で余ったラックがあれば利用するなど各課で調整いただきたい。
- ③掲示物は掲示する主体、広告すべきものかどうか等でルールも変わってくる。ガイドラインで目的や考え方を

しっかり定めた上で、整理整頓に取り組むべきではないか。

→現在は試行段階のため、いただいた意見も踏まえてガイドラインの見直しを行っていく。

<周知>

9	保有個人情報に係る諸点検の実施について（総務課）			
	〈概要〉 個人情報の保護に関する法律等に基づき、令和7年8月から同年9月にかけて、本市が保有する個人情報・特定個人情報、監視カメラについて点検を実施する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

10	デジタルサイネージの申請方法について（秘書広報課）			
	〈概要〉 庁舎窓口 BPR における窓口環境の整理にあたりチラシやポスターの代替手段としてデジタルサイネージの申請が急増しているため、改めてデジタルサイネージの申請方法等を周知する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

【政策会議終了後】

第14回 新庁舎建設本部会議（新庁舎建設事務局）